

# 賛助会員規程

一般財団法人 江戸東京歴史文化ルネッサンス

当会は、2004年に、その前身である市民運動「江戸城再建を目指す会(設立者小竹直隆)」を設立(後にNPO法人化)し、以降12年にわたり間断なく運動を展開して参りました。しかし、NPO法人では江戸城再生は不可能に近いとし、公益財団法人を目指し、2017年1月に一般財団法人を設立し現在に至っております。

詳細はこれまでの歩みから現在に至るまでをご参照頂ければ幸いです。

この規程(以下「本規程」という。)は、一般財団法人 江戸東京歴史文化ルネッサンス(以下「当会」という。)の定款第53条に基づき賛助会員に関する必要な事項を賛助会員規程として定める。

## 第1章 目的及び事業と財政基盤

### (目的及び事業)

第1条 定款第3条及び第4条において、当会は、旧江戸城及びその城下町等の歴史文化遺産の文化的価値を活かした、まちづくりについて調査研究し、その成果及び今日的意義を普及・啓発・提言することにより、我が国の文化及び芸術の振興並びに持続可能な歴史文化まちづくりの形成及び発展に寄与することを、目的とする。その目的を達成するため定款第4条の次の事業を推進するとしている。

- (1)旧江戸城及びその城下町等の歴史文化遺産などの文化的価値を活かしたまちづくりの形成に関する調査研究を行う事業
- (2)第1項の調査・研究等の成果をふまえて今日的意義の普及・啓発・提言を行う事業
- (3)その他、公益目的を達成する為に必要な総ての事業

### (財政基盤)

第2条 徹底した非営利法人として第1条の目的及び事業を達成するための財政基盤は、会費収入及び寄附金、助成金等とする。賛助会員規程や寄附金等取扱規程に基づき事業活動や維持管理費に充当する。

## 第2章 会員(の種別)

### (会員)

- 第3条 当会では、当会の目的に賛同し賛助するために入会した法人、個人及びパートナーズを対象に、賛助会員制度を設ける。
- 2 法人会員にはプレミアム会員、特別会員、正会員、賛助会員を、個人会員には特別会員、正会員、賛助会員を、パートナーズ会員にはパートナー会員、プロボノ(専門家)、プロボノ(業務支援)、コミュニティ、学生・インターンを設ける。
  - 3 賛助会員の会員種別・区分、年会費、会員が参加できる当会の事業活動は、「賛助会員規程第3条 別表」の通りとする。
  - 4 パートナーズ会員のプロボノ会員については、「プロボノ会員規約」として、「賛助会員規程第3条 別表」の通りとする。

## 第3章 入会申込・成立

### (入会申込)

第4条 入会の申込をする者は、当会が別に定める入会申込書(又は郵便振替払込取扱票)に必要な事項を記入し、理事長に提出するとともに、別表のとおり、会員の種別・区分により定められた口数に応じた年会費を振り込むこととする。

### (入会の成立及び拒絶)

- 第5条 入会は、前条に定める入会申込(入会申込書の提出及び年会費の納入)を行ったうえ、当会が指定した金融機関口座に入金の確認ができた時に成立する。
- 2 前項の申込内容に不正または虚偽の記載があった場合、並びに会員に相応しくないと認められる場合、理事長は理事会の承認を得て、入会を認めないことがある。
  - 3 入会を認めない場合は、速やかにその理由を付した書面をもって本人に通知するものとする。

### (会費納入)

- 第6条 会員は入会するに際して会員の種別・区分により定められた口数の年会費を納入しなければならない。
- 2 高額寄付者や当会の活動に多大な貢献を行うなどに該当する場合には、理事会の承認により会費を免除することがある。

(会員資格有効期間)

第7条

- 1 会員資格有効期間は入会成立年月日から1年とする。
- 2 会員資格有効期間の起算日は、入会が成立した日とする。
- 3 有効期間が満了する場合、当会は継続のための案内を会員に通知する。
- 4 会員資格は、会費の振込みを当会が確認することをもって継続される。
- 5 振込まれた会費等は返還しない。

第4章 会員資格の停止・除名等

(会員資格の停止または除名)

第8条 当会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の決議を経て会員資格を停止、又は、除名することができる。

(1) 違法行為または著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。

(定款、諸法令、公序良俗の違反/誹謗中傷、プライバシー侵害/商標権、著作権、財産権の侵害/不正な入会申込/

当会の名誉・信用失墜行為/宗教、思想、政治活動/商品販売・勧誘/他団体・組織への勧誘/反社会勢力者)

(2) 正当な理由がなく会費を2年以上滞納したとき。

(3) その他、当会が会員として不適当と判断したとき。

2 除名を行おうとする場合は、理事会での議決の前に当該会員に弁明の機会を与えることとする。

3 会員資格の停止、除名を行った場合、当会は当該会員に対し、振込まれた会費等抛出金品の返還は行わない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

① 退会届の提出をしたとき。

② 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

③ 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会員本人の次の登録情報を記載した退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

① 氏名(法人の場合は法人名、非営利組織の場合は団体名) ② 住所 ③ 電話番号

2 前項の場合、既納の年会費、寄付金は、いかなる理由があっても返還しない。

(会員資格有効期間終了に伴う措置)

第11条 会員資格有効期間が過ぎ、当会からの通知があった後も、当会が当該会員の更新の意思及び会費の払込を確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合には、会員の資格を停止し、当会に債務があった場合は、速やか清算することとする。

第5章 商号及び商標等の利用

(当会の商号及び商標等の利用制限)

第12条

1 当会が定めた商号及び商標等を利用しようとする場合は、理事会の承認を得る必要がある。

2 当会の機関紙、ホームページ、ブログ及びマスコミ発表記事等、当会に関わる情報を利用とする場合は、理事長の承認を得る必要がある。

(損害賠償)

第13条 会員が、法令、当会が定める諸規程に違反し、またはそれに類する行為によって当会が損害を被った場合、当会に対して損害賠償の責めに任ずる。

2 会員資格を失った場合も同様とする。

第6章 補則

(規程事項の追加・改正)

第14条 本規程に定めのない事項で、必要と判断される事項については理事会の決議を経て、順次追加及び改正するものとする。

(会員規程の変更)

第15条 当会は、円滑な運営のために必要とされる場合は、理事会の決議を経て、本規程を変更することができる。

(補則)

第16条

- 1 会費収入は、公益目的事業に50%以上を充当するものとする。
- 2 上記の他、本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2017年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、2018年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、2019年3月19日から施行する。